

平成 28 年 12 月 17 日

非常勤講師各位

学校法人 大谷学園
理事長 左藤 一義

有期契約にかかる更新上限の取り扱い変更について

皆様には時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、大谷学園の教育・研究活動にご尽力いただき感謝を申し上げます。

さて、非常勤講師の先生方との労働契約につきまして、平成 25 年度以降、更新の上限を 5 年間に設定する旨、労働契約書（労働条件通知書）等でご案内をさせていただいておりました。しかし、その後の大学教育を取り巻く環境の推移、関係所管庁の見解及び他学校法人の動向、並びに本学における非常勤講師の契約更新の実態等を踏まえ、種々検討を重ねた結果、将来にわたっての教育内容の継続および教育水準の維持・向上の観点から、来年度から制度を改め、5 年間の更新の上限を設けないことといたしました。

今後とも、労働契約法に基づく制度及び関係諸規定の整備に努めて参りますので、なにとぞ皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件担当>

担当：本部総務課長 内線 204
学校法人 大谷学園 本部事務局
〒545-0041 大阪市阿倍野区共立通 2-8-4
電 話 06-6661-0381 F A X 06-6653-6583
e-mail jinji-h@osaka-ohtani.ac.jp